

令和3年度
民生委員児童委員の選任にかかる実態と
意向に関する調査報告書

【函館市の単位民児協分】

1. 調査概要

(1)目的

委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究する。

(2)調査対象

函館市内法定単位民生委員児童委員協議会 30民児協

(3)調査時期等

- 調査時点 令和3年4月1日
- 調査機関 令和3年6月1日～7月31日

(4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し、上記調査対象民児協から本連盟が委託する事業者
に直接調査票を送付してもらう。

(5)回収率

	対 象	回答数	回収率
函館市	30	30	100.0%

(6)その他

本調査の実施にあたって選考調査との相関性を担保することから、令和2年度市町村民児協基本調査の委託事業者であった、一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託。

2. 調査結果（単純集計）

I 早期退任者の留任に関する取り組み

設問1 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	0	0.0%	5	2.4%
イ. 令和3年7～9月頃	0	0.0%	15	7.2%
ウ. 令和3年10～12月頃	0	0.0%	66	31.6%
エ. 令和4年1～3月頃	30	100.0%	75	35.9%
オ. 令和4年4月以降	0	0.0%	48	23.0%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問2 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	0	0.0%	148	70.8%
イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	9	4.3%
ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）	0	0.0%	13	6.2%
エ. 行政職員（一般職員）	30	100.0%	16	7.7%
オ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
カ. その他	0	0.0%	22	10.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問3 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 特に留任の働きかけをしていない	4	13.3%	25	12.0%
イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）	25	83.3%	146	69.9%
ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	1	0.5%
エ. 行政職員（部課長等の管理職員）	1	3.3%	10	4.8%
オ. 行政職員（一般職員）	0	0.0%	12	5.7%
カ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
キ. その他	0	0.0%	14	6.7%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けての工夫【自由記述】

- とことん頑張られた上での、退任の申し出ですので「お疲れさまでした」と労をねぎらう他ありません。熱心な方ほど、体調を崩されるもので、自分の事が後回しになるのでしょうか…
- 定年退任者以外の委員には、できるだけ意見を聞く。
- 当方面では今までに途中退任というのは死亡者以外には無い。
- 留任に向けて行動はしていないが、どうしても一斉改選時には任期が過ぎていても、見つからない時にはお願いしている。
- 特に働きかけはしていないのですが、何故退任したいのかの理由と本音を聞くようにしています。その後は、その理由によつての働きかけはしています。
- 一斉改選時は、早い段階で働きかけを行い、体調不良者を除きほぼ留任に応じてもらっている。中途退任の場合は、体調不調等、特段の事情があるため、働きかけは行わず感謝の意を伝えている。
- 病気の場合は仕方無いですが、今までは新しい方が決まるまで6か月でも1年でもと言ってお願ひしていました。
- 退任理由を確認の上話し合いの場を持つ。
- 慰留に務める。退任の意思が固い場合は、できるだけ後任を推薦して貰うよう願ひする。
- 特に有りませんが、引き続き担って頂けますようお願いしています。
- 定例会開催日時の変更。近隣民生委員、会長、副会長によるサポート力の強化。
- 定例会の集合時間が仕事中という方は、資料配布のみでもOKとしている。現在29人中2人が欠席というパターンですが、なり手がいないので出席できるときに来るようにしている。
- 特別な事情がなければ、願ひするだけが続けています。
- 民児協定例会の場等で、各委員の考えや想いなどを確認し、必要な場合は慰留願う。
- 翻意するよう説得するだけです。
- 特段の工夫はないのですが、なるべく退任委員とその家族と話し合うようにしています。

II 委員候補者の発掘

設問5 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	6	20.0%	14	6.7%
イ. 令和3年7～9月頃	2	6.7%	9	4.3%
ウ. 令和3年10～12月頃	3	10.0%	57	27.3%
エ. 令和4年1～3月頃	14	46.7%	61	29.2%
オ. 令和4年4月以降	5	16.7%	65	31.1%
無回答	0	0.0%	3	1.4%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問6 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	29	96.7%	77	36.8%
イ. 民児協事務局	0	0.0%	21	10.0%
ウ. 行政	0	0.0%	64	30.6%
エ. その他	1	3.3%	47	22.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

エ. その他の記載内容（1）

- ・町内会長

設問7 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）	30	100.0%	189	90.4%
イ. 社会福祉協議会	0	0.0%	13	6.2%
ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所	0	0.0%	2	1.0%
エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体	0	0.0%	6	2.9%
オ. 教育関係機関	0	0.0%	13	6.2%
カ. PTA関係者	1	3.3%	25	12.0%
キ. 民間企業・事業者	0	0.0%	7	3.3%
ク. 地域サークル	0	0.0%	17	8.1%
ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	1	3.3%	12	5.7%
コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	1	3.3%	58	27.8%
サ. その他	0	0.0%	19	9.1%

※ 旭川市を除くN=209

設問8 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	28	93.3%	110	52.6%
イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	6	2.9%
ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）	0	0.0%	24	11.5%
エ. 行政職員（一般職員）	0	0.0%	26	12.4%
オ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
カ. その他	2	6.7%	42	20.1%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

エ. その他の記載内容（2）

- ・町内会長
- ・地域町会会長等役員

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 独自の説明資料がある	30	100.0%	25	12.0%
イ. 独自の説明資料はない	0	0.0%	173	82.8%
ウ. その他	0	0.0%	11	5.3%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問10 道民児連で作成・無償提供を予定する説明資料の活用【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 活用したい	26	86.7%	188	90.0%
イ. 特に必要ない	4	13.3%	20	9.6%
ウ. その他	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問11 委員候補者探しにあたっての工夫【自由記述】

- 町会、福祉委員への協力。
- 委員相互・町内会・友人との情報交換をマメにする。
- 退任者から推薦をもらい、スムーズな引継ぎができるのが最良のため、退任者の推薦を最優先にしている。
- 民生委員児童委員は、みんなが仲良く楽しんでいることをPRしています。
- 退任者に後任候補者の推薦を依頼している。それが不可の場合は、民児協内で候補者の情報を集め該当者に打診している。また、所属町会長に依頼している。
- それほど工夫はしていませんが、退任者本人に見つけて来るよう話している（2年ぐらい前より）。
- 町会役員、PTA学校などをお願いしています。

- 退任者の意向を聞いている。
- 町会長への働きかけ、活動の度合いを見て話し合う。転入してきた若い世代へのアプローチ。
- 単位民児協としては、特に工夫はしていません。と言うのは町会毎に推薦準備会がありますので、ここの意向を聞かなければ、難しいです。
- 他地区の会長からお互い知り合いを推薦する。
- 前任期の3年の内に適任者をさがしておく退任する委員のみではなく民児協全体で探す。町会の役員と足並をそろえています。
- 町会・サークル活動等を通して探してもらっている。
- 行政に携わっていた方を重点的に声掛けを行っている。
- 居住人口の減少で人が少なすぎるので、なり手がいればという状況です。
- 町内会役員、区長さん等地域に詳しい人に直接お願いしている。

III 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

1 年齢制限について

設問12 新任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき※	7	23.3%	127	60.8%
イ. 69歳未満にするべき	5	16.7%	19	9.1%
ウ. 72歳未満にするべき	3	10.0%	7	3.3%
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	13	40.0%	42	20.1%
オ. 78歳未満にするべき	2	6.7%	10	4.8%
カ. その他	1	3.3%	3	1.4%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

※ 旭川を除く他市は、現状値が「基準を設けてない(上記アに該当)」である

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- できる限り継続してもらえる事を確認して依頼をする。
- 活動できる間は年齢を問わないのが良い。
- 健康であれば良いと思います。
- 心身ともに健康で本人の気持があれば年齢制限は必要ないと思います。(家族の理解も必要)
- なり手不足のため。
- 地域の高齢化が進み、適任者の不足が予想されるため。

「イ. 69歳未満にするべき」の理由

- 現状のままでは任期期間が短すぎるので、少しでも長くやって頂きたいため。
- 担当地区を把握するのに時間がかかる(顔見知りになり気軽に話せるようになるま

で)

- なるべく長く地区を担当して欲しい。
- せめて2期は続けて欲しい。個人情報などを次々と引き継ぐのはどうかと思う。

「ウ. 72歳未満にするべき」の理由

- 現状の75歳未満の場合は、実質在任期間は一期のみとなり、活動が期待できない。
- 民生委員児童委員活動を理解するには少しでも年齢が早い方が良いと思います。
残念ながら年齢による理解度、行動に疑問が？
- 若い人が良いと思いますが、人物によって変わります。75歳以上はどうかと思います。

「エ. 現状のまま（75歳未満）でよい」の理由

- 町内で顔が知れていて、人生経験も豊富で学習意欲も高いと思います。
- 体力等の事を考えると、新しい事を覚えたり慣れたり出来るには、ある程度ぎりぎりかと思います。
- 人選の幅が広がる為。
- あまり若くする事は、出入りの割合を考えた時、出る方が増え更になり手不足につながるのではないのでしょうか。また、あまり年齢を上げると75歳以上は若いとはいえ行動に支障をきたすような気がします。
- 新任の年齢については、75歳未満の原稿で問題ないと思います。
- 体力的な要素が大きい。

「オ. 78歳未満にするべき」の理由

- その場合でも健康で持病等のない方に限る。周りの78歳を見ても元気な方が多いので。

「カ. その他」の理由

- 民生委員児童委員制度を廃止して頂きたい。

設問13 再任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	8	26.7%	68	32.5%
イ. 69歳未満にするべき	0	0.0%	3	1.4%
ウ. 72歳未満にするべき	0	0.0%	3	1.4%
エ. 現状のまま（75歳未満）でよい	15	50.0%	110	52.6%
オ. 78歳未満にするべき	6	20.0%	22	10.5%
カ. その他	1	3.3%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 本人の意思により継続したいという人がいれば尊重してやる。
- 活動出来るまで継続しても良いと思う。
- 健康であれば良いと思います。
- 心身ともに健康で本人の気持があれば年齢制限は必要ないと思います。(家族の理解も必要)
- 適任者であり、業務が可能である場合には、制限は必要ないとする。
- なり手不足のため。
- 地域の高齢化が進み、適任者の不足が予想されるため。また、本人及び地域が再任を希望する場合も想定されるため。

「イ. 69歳未満にするべき」の理由

なし

「ウ. 72歳未満にするべき」の理由

なし

「エ. 現状のまま(75歳未満)でよい」の理由

- 再任の場合、もう一期自分の意志で延ばす事ができます。自己選択決定できます。
- 75歳以上は特別の事がなければ、健康面を考えれば妥当だと思う。
- あまり若くする事は、出、入の割合を考えた時、出る方が増え更になり手不足につながるのではないのでしょうか。また、あまり年齢を上げると75歳以上は若いとはいえ行動に支障をきたすような気がします。
- 再任の年齢は74歳で再任した場合は、なり手がいない町会について1期のみ特例再任があるので現行で良いと思います。
- 現状の75歳で再任された場合、退任時は78歳~79歳になり、これが活動年齢の限界と考えられる。
- だんだん体力気力も薄れてくるので丁度良い年頃では？
- 長期に渡って任期を務めている委員もいるが現状のままでよいのでは。
- 役員である会長、副会長は75歳でも再任可能とする考えはある。
- なり手不足とは言え年齢の引き上げには反対です。
- 75歳以上になると、行動、思考等が落ちてくる。
- 年齢制限を設定しても善し悪しがあり一概に言えないと思います。

「オ. 78歳未満にするべき」の理由

- 75歳を過ぎても、十分活動できる委員が多いので、年齢の引き上げも考慮した方が良いと思います。
- 現状では、78歳位迄は、まだ頑張れると思う。
- 実際に74歳で一斉改選をした方は77歳まで続行しているので。
- 現状のままでよろしいと考えますが、本人もOKで民児協の中でも同意があれば継

続されても良いと思います。

- その場合でも健康で持病等のない方に限る。周りの78歳を見ても元気な方が多いので。

「カ. その他」の理由

- 民生委員児童委員制度を廃止して頂きたい。

設問14 新任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	7	23.3%	56	26.8%
イ. 原則50歳未満にするべき	2	6.7%	7	3.3%
ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい	12	40.0%	72	34.4%
エ. 原則65歳未満にするべき	6	20.0%	57	27.3%
オ. 原則75歳未満にするべき	2	6.7%	15	7.2%
カ. その他	1	3.3%	1	0.5%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 若い方のなり手不足は深刻です。主任児童委員の仕事を考えた時、特に若い人でなければだめだというのではないような気がします。
- 活動できるのであれば年齢を問わない。
- 心身ともに健康で本人の気持があれば年齢制限は必要ないと思います。（家族の理解も必要）
- なり手不足のため。
- 地域の高齢化が進み適任者の不足が予想されるため。

「イ. 原則50歳未満にするべき」の理由

- 子どもの年が離れ過ぎるのは。学校や子供たちの現状を理解できるだろうか？
- できれば、子ども（18歳未満）のいる親が良い。
- 幼稚園、保育園、学校との連携がある人。

「ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい」の理由

- 主任児童委員から民生委員へ移行して活動できる。
- 子育ての方で大変ではあるが、現状のままお願いしたい。
- 新任児童委員については、児童・生徒の親の年齢になるべく近い方が良いので現行の55歳未満が良いと思います。
- 子供達に近い年齢の方が良いのでは？
- ある程、度若い方が良い。

「エ. 原則65歳未満にするべき」の理由

- 主任児童委員の任務は地域の子どもに関する事なので、ある程度若い年齢の委員が良いと理解するが、現状では努めている人が多くなってきているため、年齢の引き上げをした方がい良いかとも思います。
- なり手不足のため。
- 主任児童委員は小中学校との結び付が強く、活動の充実を図る上で、公務員の定年（再任用を含む）と同年齢とする。
- 高齢化が進んでいるため。
- 人口の少ない地域では、年齢に幅をもたせてほしい。
- 担当エリアが広いと、せつかく馴れて来た頃に年齢制限のために退任してしまう。

「オ. 原則75歳未満にするべき」の理由

- 民生委員児童委員の中から選出した方が良いと思うので。

「カ. その他」の理由

- 民生委員児童委員制度を廃止して頂きたい。

設問15 再任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	7	23.3%	61	29.2%
イ. 原則50歳未満にするべき	0	0.0%	1	0.5%
ウ. 原則55歳未満にするべき	3	10.0%	53	25.4%
エ. 現状のまま（原則65歳未満）でよい	14	46.7%	61	29.2%
オ. 原則75歳未満にするべき	5	16.7%	30	14.4%
カ. その他	1	3.3%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

※ 旭川を除く他市は、現状値が「原則65歳未満（上記エに該当）」である

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 各関係機関（学校等）との繋がりも豊富であり出来る限り継続をした方が良い。
- 制限なしが良い。
- 心身ともに健康で本人の気持があれば年齢制限は必要ないと思います。（家族の理解も必要）
- 適任者であり、業務が可能である場合には、制限は必要ないとする。
- なり手不足のため。
- 地域の高齢化が進み適任者の不足が予想されるため。また本人及び地域が再任を希望する場合も想定されるため。

「イ. 原則50歳未満にするべき」の理由

なし

「ウ. 原則55歳未満にするべき」の理由

- できるだけ子どもたちに近い年齢で。
- 主任児童委員卒業後は、民生委員として活動して欲しい仲間がいるので本人が一番動きやすいのでは。

「エ. 現状のまま（原則65歳未満）でよい」の理由

- 主任児童委員から民生委員へ移行して活動できる。
- 委員本人の年齢に近い事項に注意が向くようになると民生委員への転向を考慮に入れることができるので、現状のままでも良いのではと思います。
- 経験を生かして継続するのは良いが、変化する現状に対応して行くためには現状で良い。
- 再任は、経験年数が3期～4期となるので現行の65歳未満とし、その後民生委員に継続してもらいたいと考えます。
- 主任児童委員は小中学校との結びつきが強く、活動の充実を図る上で、公務員の定年（再任用を含む）と同年齢とする。
- ある程、度若い方が良い。
- 65歳になったら民生委員へ移行してもらっている、実際に孫も大きくなり時代の変化について行けるように、ある程度年齢制限は必要かと思う。
- 年齢に幅を持たせて欲しいが、あまり高齢ではどうかと思います。
- 児童への対応を考えると子育て世代もほぼ終えており65歳位が限度かなとも思う。

「オ. 原則75歳未満にするべき」の理由

- 高齢化が進んでいるため
- 主任児童委員、民生児童委員どちらも考えた時同一の年齢で良いのではないのでしょうか。
- 民生委員児童委員の中から選出した方が良いと思うので。

「カ. その他」の理由

- 民生委員児童委員制度を廃止して頂きたい。

2 一般要件について

設問16 居住年数【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 居住年数要件は撤廃すべき	7	23.3%	84	40.2%
イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい	13	43.3%	86	41.1%
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	0	0.0%	1	0.5%
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	6	20.0%	15	7.2%
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	3	10.0%	15	7.2%
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	1	3.3%	5	2.4%
キ. その他	0	0.0%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

「ア. 居住年数要件は撤廃すべき」の理由

- 長く住んでいても地域の状況把握していないこともあります。民生児童委員、主任児童委員一人ひとりで仕事をしている訳でなくそれぞれ助け合っていますので別に居住にこだわらなくともよいと思います。
- 地域活動を行う方に対しては年数は関係なし。
- 役所等に勤めている人が定年になってマンションを買って住人になった方もできるので（民生委員・児童委員）はないか？
- 前住所で民生委員をやっている場合もあるので年数の区切りには意味がないと考える。
- 例えば、民生委員経験者が引っ越し、新しい地区になった時、5年後で無ければ選任はできないという事ではなく、民協内がフォローする体制があれば選任してもいいのでは。
- 要件は、無くても良いと思います。なり手だけでは、人柄も入るので。

「イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい」の理由

- ある程度地域に居住していた方が近所付き合いができて良いと考える。
- 地域住民とのコミュニケーションが構築されていることが活動の基本と考えられ、現状程度の居住実績は必要である。
- 5年位が理想。
- ある程度居住していないと、地域のことが把握できないため。
- 地域の状況を十分に把握するには、5年程度必要と思われるため。
- 5年程度は居住していないと、やはり地域の事は分かりづらいのと人との関わりが薄いと対応しづらい。

「ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき」の理由

なし

「エ. 居住要件年数を3年以上にするべき」の理由

- 引っ越してすぐには、地域の現状の把握は無理であっても3年以上居住すると様子も解ってくるので、3年でも良いと思う。
- 転勤族でない限りは3年で大丈夫と思う。
- 3年以上居住していると地域の現状など把握出来るのでは？
- 3年ぐらい住んで町会活動にも顔を出している方
- 場違いのところでも活動している事もあり、5年以上居住でなくてもよろしいと思います。

「オ. 居住要件年数を2年以上にするべき」の理由

- 2年以上住むと、だいたい町内の事情を把握できると思います。

「カ. 居住要件年数を1年以上にするべき」の理由

- 民生委員児童委員制度を廃止して頂きたい。

「キ. その他」の理由

なし

設問17 なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対する意見【自由記述】

- これからは若年層に向けての周知活動が必要になってくるのではないかと思います。
- 民生委員になって、間もなく20年になります。副会長を17年、現在は5月初めに70歳で急逝した会長の代行者として務めております。高齢者に関しても、子どもに関しても、一昔前とは景色が随分変わり、複雑な問題が増えたと感じます。お金をかけて用紙を作ったり研修会を行うよりも、相応のお給料を払ってプロを雇った方が良いと思います。私も含めて、民児委員の役割をととても負担に思っている委員は多いです。善意だけでは到底続きません。専門職に任せる時期なのではありませんか？
- どこの地域でも、その地域独自の問題があります。ある程度、最低限の決め事は必要を理解しますが、地域の諸問題を事前に道民児連と協議して枠決め出来る様になれば良いのですが。住民の高齢化は深刻な問題です。何とか良い解決法を見出す事を期待します。
- 主任児童制度は必要ではない。児童委員の活動だけで十分ではないか！！
- 研修会を札幌一極集中ではなく振興局単位で開催できないのか（家庭の主婦の参加が難しいのでは）。
- 民生委員、児童委員のなり手不足だけでなく、今全ての組織でなり手不足が発生していますので、いろんな組織のネットワークやつながりの中で、各情報を出し合って話し合いを進めていってはどうか。また、子どもや若い方々を誘致するよう楽しいイベントがあったらPRにつながらないでしょうか。
- 民生委員の認知度が低く、なり手不足の一員と考えられる。最近、民児委員の理解を深めるためのTVコマーシャルが放映されているが、このような取り組みが将来のなり手不足の解消に繋がる事が期待できる。TV、ネット等を活用し、地域に特化した広報も必要と思われる。一斉改選時における候補者選定のルートが、同一民協内であっても、各町会間にあって異なっており、統一感に欠け、時に選定の妨げになる事がある。
- 今後は、益々高齢化が進みなり手不足が助長すると考えられます。現行の制度が将来にわたって適当であるかも不透明であることから、どのようなあり方が将来継続可能であるか検討すべきと考える。
- 町会毎の推薦準備会によって、民生委員児童委員活動に対する理解にずいぶん差があるように思います。函館市は民生委員に限っては町会の推薦準備会に委ねていますが、町会加入率が平均で50数パーセントの現状ではなり手不足という状況になると思います。民生委員は町会加入者に関係なく担当区域を持っていますので町会加入者でなくとも民生委員に推薦できないか、難しいですね。民児協の会長としては、災害時の対応について苦慮しています。特に10年ぐらい前からの「災害時一人も見逃さない運動」という標語が気になります。東日本大震災時50数名の民生委員が犠牲になったと聞い

ていますが民生委員活動中だったんですね。

- 高齢者（70歳位）で引き受ける人が多くなってきました。頭の働きも堅くなってきているのでもっと実践中心の研修を考えて欲しい。
- 今回は、委員のなり手がなくて大変でした。現在も一人欠員です。また町会の方の協力も不足かと思われまます。
- 年金支給年年齢の変化に伴い定年制もくずれ再任用等で仕事をしている人が増加している。今後ますます人材確保が難しい状態になります。「仕事をしていてもできる」というPR臨機応変な民児協の運営が求められると思います。
- 選任は一番の課題であると思う。個人情報のもネックになり、安易に行政機関等からの推薦もままならないのかと思われまますが広報等でも繰返し告知して欲しい。

調查票

No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査調査票③【単位民児協用】

市町村	函館市	単 位 民児協名	
-----	-----	-------------	--

本調査は令和4年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握することで、委員候補者の発掘や、退任意向のある委員への留任の働きかけの手立て等を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も行い、北海道への意見具申も視野に入れています。

【調査票に関する問い合わせ】

設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：馬川）にお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 TEL 011-261-2181 / E-mail umakawa@dominjiren.or.jp

【調査票の返送】

調査票の記入が終わりましたら、7月31日までに同封の返信用封筒により下記にご返送ください。なお、返信用封筒には調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

回答後の提出先

〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
一般社団法人ウェルビーデザイン《業務委託先》

I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、令和元年一斉改選の結果をみると、約半数の民生委員児童委員が75歳未満で退任している実態があり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していることが明らかになりました。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

設問1 次回の一斉改選は令和4年12月です。この一斉改選に向けて、任期満了による退任の意向を確認する時期（予定）について、最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------|--------------|
| ア. 令和3年6月以前 | エ. 令和4年1～3月頃 |
| イ. 令和3年7～9月頃 | オ. 令和4年4月以降 |
| ウ. 令和3年10～12月頃 | |

設問2 一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）

- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ ）

設問3 一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- ウ. 行政職員以外の民児協事務局
- エ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（_____）

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着化しているなど、さまざま原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和2年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,288人（全体の23.7%）に上ることが明らかになっており、次期一斉改選においては、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和3年6月以前
- イ. 令和3年7～9月頃
- ウ. 令和3年10～12月頃
- エ. 令和4年1～3月頃
- オ. 令和4年4月以降

設問6 一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主にどの機関・団体が中心となって進めていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 民児協事務局
- ウ. 行政
- エ. その他（_____）

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- サ. その他（_____）

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（_____）

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料がある
- イ. 独自の説明資料はない
- ウ. その他（_____）

設問10 道民児連では次回の一斉改選から、候補者向けのパンフレットを作成し無償提供することを検討しています。そのようなパンフレットがある場合、活用したいと思いますか。【ひとつだけに○】

- ア. 活用したい
- イ. 特に必要ない

ウ. その他 (_____)

設問11 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会選任基準に対する意見について

民生委員児童委員ならびに主任児童委員の選任基準は、函館市が定める選任要領にもとづき定められています。この選任基準についてご意見を伺います。

1 年齢制限について

選任基準では、特別要件として、委員の年齢制限に関して以下のとおり定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

ア 地区を担当する民生委員児童委員

新任の場合は75歳未満。再任の場合は原則75歳未満。

イ 主任児童委員

新任の場合は原則55歳未満。再任の場合は原則65歳未満。

(新任民生委員児童委員の年齢制限)

設問12 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い年齢基準とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

ア. 年齢制限を撤廃するべき

エ. 現状のまま(75歳未満)でよい

イ. 69歳未満にするべき

オ. 78歳未満にするべき

ウ. 72歳未満にするべき

カ. その他 (_____)

(設問12の回答の理由)

(再任民生委員児童委員の年齢制限)

設問13 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------|--------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 現状のまま(75歳未満)でよい |
| イ. 69歳未満にするべき | オ. 78歳未満にするべき |
| ウ. 72歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問13の回答の理由)

(新任主任児童委員の年齢制限)

設問14 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 原則65歳未満にするべき |
| イ. 原則50歳未満にするべき | オ. 原則75歳未満にするべき |
| ウ. 現状のまま(原則55歳未満)でよい | カ. その他() |

(設問14の回答の理由)

(再任主任児童委員の年齢制限)

設問15 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい |
| イ. 原則50歳未満にするべき | オ. 原則75歳未満にするべき |
| ウ. 原則55歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問15の回答の理由)

2 一般要件について

選任基準では、“地域の状況の把握の程度”など、推薦にあたってのさまざまな一般要件を定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(居住年数)

設問16 選任基準では、“地域の状況の把握の程度”を計る基準として、「その地区に5年以上居住していること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ア. 居住年数要件は撤廃すべき | オ. 居住要件年数を2年以上にするべき |
| イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい | カ. 居住要件年数を1年以上にするべき |
| ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき | キ. その他（ ） |
| エ. 居住要件年数を3年以上にするべき | |

(設問16の回答の理由)

設問17 これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですでお書きください。